

平成29年度第1回地域密着型サービス運営委員会会議録

日時：平成29年7月24日（月） 14：00～15：45

場所：さいたま市役所 本庁舎6階会議室

1 出席委員

（敬称略）平野 方紹、花俣 ふみ代、竹内 榮一、金子 光子、西間木 幹子、
小川 みどり

2 欠席委員

（敬称略）登坂 英明、大川 野英子

3 事務局

福祉部副理事：佐藤副理事、介護保険課：緑川課長、百澤係長（司会）、水野主事、
笠崎主事、神谷主事

西区：小山課長 北区：松本課長 大宮区：浅見課長 見沼区：猪野課長
中央区：川角課長 桜区：阿泉課長 浦和区：黒須係長 南区：兼山課長
緑区：石崎課長 岩槻区：中村課長

4 議題

報告事項3件、協議事項1件

5 傍聴者

0名

6 議事

(1) 開会

委員8名のうち6名の出席があり会議が成立していることを報告。

(2) 報告事項1 地域密着型サービス事業者の指定等の状況について

事務局より平成28年度第2回地域密着型サービス運営委員会（平成28年11月29日）以降の事業者指定状況について説明。

新規指定6件、他市指定5件、他市指定更新4件、他市指定同意6件、他市指定更新同意3件。

(3) 報告事項2 事業所の休止・廃止・移転について

- ①【休止について】株式会社ウイズネットが運営する小規模多機能型居宅介護事業所「小規模多機能型居宅介護みんなの家・大宮奈良町」が平成29年2月1日から7月末まで休止しており、さらに平成30年1月31日まで休止期間を延長することにな

った。休止理由としては、介護人材の不足と登録人数が7名で黒字化の目途がたっていないこと、同一法人が経営する「みんなの家・大宮上小町」に利用者を移行し、経営効率化を図るためである。

- ②【廃止について】公募選定されていない事業所である、医療法人博眞会が運営する認知症対応型通所介護事業所「デイケアセンターみると」が利用者が少なく経営が困難となったため廃止となった。利用者についてはすべて別の事業所へ移行済みである。
- ③【移転・変更について】有限会社介護ナンバーワンが運営する小規模多機能型居宅介護事業所の事業所名称が「なんば一わん」から「なんば一わん小規模多機能与野」に変更になった。また、スプリンクラーが設置された建物とするため、中央区新中里 3-7-26 から中央区八王子 1-3-18 へ移転になった。日常生活圏域が中央区南部圏域から中央区北部圏域へと変更になるが、実施地域の変更はなく、これまでの利用者については継続してサービスの提供が可能である。
- ④【移転について】株式会社ジャパンケアサービスが運営する定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所「ジャパンケアさいたま浦和」が建物の老朽化、耐震性の問題により契約更新が行えないため、平成 29 年 2 月 20 日に浦和区岸町 4-11-3 南部会館 3 階 3 号室から浦和区岸町 7-9-17 葵ビル 1-B へ移転した。移転による日常生活圏域の変更やサービス提供地域の変更はない。
- ⑤【変更について】社会福祉法人敬寿会が運営する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の「特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼⅡ番館」が広いスペースで安全に介助を行うため、2・3階の脱衣所内のトイレ及び洗面台を撤去した。
- ⑥【変更について】特定非営利活動法人HHCホームヘルプクラブが運営する小規模多機能型居宅介護事業所の「HHCおたっしや倶楽部」が、社会福祉法人鴻鵠の会の事業譲渡されることになった。どちらも同じ代表者が運営しており、当施設は社会福祉法人鴻鵠の会が運営していく。なお、運営法人が変更になっても、利用料や職員、利用者の処遇についての変更はない。

(4) 報告事項3 事業所開設の遅延について

- ① 平成 25 年度に選定された、医療法人社団行徳会が運営予定の小規模多機能型居宅介護事業所について、基準上必要な研修の受講が遅れていること、介護職員の確保ができていないことを理由に開設を遅延するとの報告があった。なお開設の遅延が長期間になるため、法人の担当者に確認したところ、平成 30 年 3 月 1 日は開設をしたいとの意思を確認した。10 月頃に担当者から介護職員の採用状況を報告してもらうため、次回委員会でも採用状況について説明する。なお今年度中に開設できない

場合は再公募を行うかどうか、来年度の委員会での協議も検討している。

- ②平成 27 年度に選定された、社会福祉法人大桜会が運営予定の認知症対応型通所介護事業所が平成 29 年 2 月に開設を遅らせるとして報告していたが、介護職員不足のため平成 29 年 5 月に遅らせた。なお 5 月 1 日に無事開設した。
- ③平成 27 年度に選定された、パナソニックエイジフリー株式会社が運営予定の小規模多機能型居宅介護事業所が、平成 29 年 6 月 1 日に開設を遅らせるとして報告していたが、工期が 1 週間遅れてしまい、そのため申請時の必要書類の準備が提出期限に間に合わなかったため、平成 29 年 7 月 1 日に開設を遅らせた。なお、7 月 1 日に無事開設した。
- ④平成 28 年度に選定された、リビングプラットフォームが運営予定の認知症対応型共同生活介護事業所が、平成 29 年 10 月 1 日の開設予定から平成 30 年 3 月 1 日へ遅延するとの報告があった。土地にもともとあったコンクリートを破碎したところ、想定していた以上にコンクリートの厚みがあり、作業時間が長くなったため近隣から騒音の苦情があり、工事工程の見直しを行ったことが理由である。
また、利用料の総額には変更はないが、内訳の変更をしたと報告があった

【委員意見】

(開設遅延についての意見)

- ・ 工事の工期が遅れてしまつての開設遅延というのは理解できるが、人員の確保ができない、基準上受講することが決まっている研修が受けられないために開設が遅延するというのはおかしい。運営法人は、人員の確保ができる見込みがあるから、応募をしている。それなのに人員の確保ができないというのは矛盾を感じる。人員確保については審査時によく確認してほしい。
- ・ 開設が遅延することにより、その枠をおさえてしまうので、別の事業者が参入できないことになる。今後は開設遅延を認めないことや開設期限を設け、再発防止に努めてほしい。

- (5) 協議事項 平成 29 年度さいたま市地域密着型サービス事業者の公募概要について第 6 期介護保険事業計画に基づいて平成 29 年度さいたま市地域密着型サービス事業者の公募概要(案)を策定した。

前回の委員会でも説明したが、前回応募がなかったサービス種別については計画より上乘せしている。ただし、地域密着型介護老人福祉施設については特別養護老人ホームの整備計画に合わせる必要があるため、募集数を 1 箇所とする。

基本的には前年度と同じであるため、前年度との変更点について説明する。

まず(2)募集要件について、前年度あった「過去 5 年度において、選定後に地域密着型サービス計画を取り下げている」と「過去 5 年度において、地域密着型サービ

ス事業所を廃止していない」の2点を削除した。これは、他の公募サービスである特定施設入居者生活介護の公募要件においては、過去取下げや廃止をしても申請自体は認めているため、整合をとったものである。また、申請自体を妨げることになってしまうからである。特定施設入居者生活介護では、応募要件ではなく、採点でマイナスにしていることから、地域密着型サービスの公募でも要件をなくす代わりに採点で評価する方法に変更する。

次に（3）サービスの種類及び募集数については、募集数は前述のとおりである。今年度については特例を設け、小規模多機能型居宅介護の公募圏域であれば、認知症対応型共同生活介護も小規模多機能型居宅介護と併設であれば応募できることにする。これは、前回の委員会で、小規模多機能型居宅介護事業所は単独での運営が難しいという意見があったため変更した。比較的運営しやすいとされ、また毎年応募がある認知症対応型共同生活介護と併設を認める形で整備を進めたい。

以下、大きな変更点はございません。

地域密着型通所介護については昨年度は募集しないことにし、今年度は検討することとなっておりますので説明する。

結論からいうと今年度も地域密着型通所介護は公募は行わない。平成28年4月1日と平成29年5月31日時点での事業所数を比べると、地域密着型通所介護の事業所数は減っているが、広域型通所介護の事業所数は増えている。また、既存の地域密着型通所介護事業所の定員と利用回数を比べると、定員は不足していないため募集はしないこととする。

【委員意見】

- ・事業所側はどれくらいの利用率であれば運営に支障がないのか。経営が難しくてやめてしまう事業所が多いと思うので、審査時には収支の見込みをよく確認してほしい。

【協議結果】

（案）のとおり公募することで承認。

以上